

## 業務部からの報告事項

## 業務部からの報告事項

- 1 令和5年度事務処理遅延及び事務処理状況調査の結果について  
農業者年金の届出書等に係る事務処理が6か月以上遅延した場合には、発覚の都度、業務受託機関より連絡をいただき、業務改善計画の提出をいただいているところです。  
令和5年度（※作成時点）については、24業務受託機関、80件の届出書について事務処理遅延の報告がありました。（被保険者関係11件、受給権者死亡関係57件、裁定請求関係5件、支給停止関係7件）  
また、9月1日から9月20日を調査対象期間として全ての業務受託機関を対象に、農業者年金の届出書等に係る事務処理状況の一斉調査を行った結果、5業務受託機関、16件の届出書等について事務処理遅延が発覚しました。（受給権者死亡関係13件、裁定請求関係3件）。  
令和6年度については、令和5年度と同時期に事務処理状況調査を行うとともに、業務改善計画のフォローアップを行い、再発防止を徹底して参ります。
- 2 過誤納保険料の直接還付  
令和6年1月1日より、あらかじめ前納保険料の還付を受けることを希望する旨の申出を行った者に対しては、還付請求を行ったものとみなして、改めて還付請求手続きをすることなく希望した口座へ還付を行います。  
（2月末日現在、56件）  
なお、直接還付による初めての振込は、4月10日を予定しています。
- 3 令和6年能登半島地震に伴う対応  
令和6年能登半島地震の被災者等のために、「令和6年能登半島地震で被災された皆様へ」を作成し、ホームページへ掲載するとともに、業務受託機関に対しては、「令和6年能登半島地震の被害を受けた加入者等に対する農業者年金業務の取扱いについて」の通知を作成し発送しました。  
また、特定非常災害の指定に伴い、告示（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件）により、認定農業者の要件を持って政策支援加入している者のうち、認定期間の満了日が令和6年1月1日以降の被保険者の認定年月日について、認定期間の満了日が令和6年6月30日となるように変更しました（該当者30名）。

#### 4 農業経営基盤強化促進法等の一部改正に伴う経営移譲年金及び特例付加年金の制度運用について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）が令和5年4月1日に施行され、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）により措置されていた農用地利用集積計画が廃止され、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等促進計画が措置（施行日から最長2年間の経過措置あり。）されました。

これにより、法改正前の農用地利用集積計画においては、農地の譲渡人と譲受人とで直接貸付等（譲渡人-譲受人）をしていましたが、法改正後の農用地利用集積等促進計画においては、農地の譲渡人と譲受人の間に農地中間管理機構を経由する貸付等（譲渡人-農地中間管理機構-譲受人）となりましたので、農業者年金における経営移譲年金及び特例付加年金の受給に支障が出ることがないように、以下のとおり、理事長通知を発出します。

##### ① 第二種加算対象農地等の再設定について

第二種加算対象農地等の設定期間が満了し、譲受後継者から当該農地等の返還を受け、返還から1年以内に農地中間管理機構に対して農地中間管理権の設定を行い、農地中間管理機構から当該譲受後継者に対して当該農地等の使用収益権の設定が行われた場合、第二種加算対象農地等の再設定として扱い、従来どおり、以後、第二種加算対象農地等とは取り扱わない。

##### ② 支給停止除外事由及び支給停止事由消滅への該当について

特定処分対象農地等について、農地中間管理機構に対して農地中間管理権の設定を行い、農地中間管理機構から当該譲受後継者に使用収益権の設定が行われた場合、当該譲受後継者への再処分として扱い、経営移譲年金及び特例付加年金の支給停止除外事由又は支給停止事由消滅へ該当するものとして取り扱う。

#### 5 記録管理システムの利用促進の取組について

記録管理システムの利用を促進するため、「令和5年度農業者年金記録管理システム利用促進取組方針」を策定し、全業務受託機関宛てに令和5年6月30日付けで通知し、業務受託機関に対する利用促進の働きかけを行うとともに、都道府県段階の業務受託機関が主催する記録管理システム操作研修会に講師を派遣し、業務受託機関の担当者に対するシステムの利用方法やメリット等の研修を行いました。（令和5年度派遣実績：26府県）

なお、令和6年2月末時点では令和4年度末と比べて、記録管理システムの利用登録割合は、農業委員会は0.1%増加、JAは1.0%増加し、記録管理システムを利用した届出書の作成割合については、農業委員会は1.18%増加

し、JAは2.70%増加しており、引き続き業務受託機関に対して利用促進を強く働きかけています。

○記録管理システムの利用登録割合（令和4年度末→令和6年2月末）

農業委員会 78.0%→78.1%（前年度比 0.1%増）

JA 89.4%→90.4%（前年度比 1.0%増）

○記録管理システムを利用した届出書の作成割合

（令和4年度末→令和6年2月末）

農業委員会 35.45%→36.63%（前年度比 1.18%増）

JA 41.27%→43.97%（前年度比 2.70%増）

## 6 令和5年度農業者年金業務に係る個人情報保護対策等に関する管理状況等調査について

農業者年金業務を受託している全ての業務受託機関(2,345 機関)を対象に、令和6年1月1日現在の農業者年金業務に係る個人情報関係書類の管理及び情報セキュリティ対策等の状況を確認することを目的とした調査を実施しました。

本調査結果は分析の上、今後の会議等の機会に個人情報保護対策等の取り組みについて説明するとともに、都道府県段階の業務受託機関に対して市町村段階の業務受託機関の管理状況の改善が図られるよう指導を依頼する予定です。

また、本調査において、個人情報保護対策について適切な回答が得られなかった業務受託機関に対しては、令和5年度中にフォローアップ調査を行う予定です。

## 7 基金事務所移転に伴う記録管理システム停止について

当基金では、現事務所ビル改築のため退去を求められたことから、令和6年11月初旬に新事務所へ移転する予定です。

これに伴い、現事務所に設置している記録管理システムサーバ機器等を令和6年10月から11月の間に新事務所に移設することを検討しております。これにより、移設中は記録管理システムの稼働を停止せざるを得ないため、具体的な停止期間や停止期間中の業務対応について検討しているところです。

記録管理システム停止期間等については、具体化した段階で会議等の機会にお知らせする予定です。